

○財務省告示第三百六十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百九
回）

二 発行の根拠 平成二十三年度における公債の
発行の特例に関する法律（平成
二十三年法律第六号）第二
条の法律及びそ
の
条
項

三 振替法の適
用等 第一項並びに特別会計に関する
法律（平成十九年法律第二十三
号）第四十六条第一項及び第六
十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

十三二

債市場特別参加者
・第II非
価格競争
入札発行
利率
経過
の払込み

(一) 年〇・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に

十四

初期利子

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金額
額に百分の二十を乗じた金額
(おただし、当該国債を発行時
に、又は、外国取得者が非居住
者、又は、前記(一)の算式によ
し、た金額に、当該非居住者又
は、外国人が適用を受ける金額
税の税率を乗じた金額)を控
除するこがでる。
平成二十四年四月十五日を
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払込期日 入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

平成二十三年十月十七日 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行 額面金額 百円につき百円
 平成二十五年十月十五日
 利子を払う。前六ヶ月間に属する
 て、その日以、前六ヶ月間に属する
 を支払う。前六ヶ月間に属する
 毎年四月十五日及び十月十五日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

は、その翌営業日に支払う（以下、
 規定する期日及び第十六号において
 同じ。）